

## 2 防災関係機関の相互協力体制

### 2-(1) 災害対策基本法による指定地方公共機関

(昭和 37 年 11 月 6 日新潟県告示第 1100 号)

改正	昭和 44 年 3 月 4 日告示第 173 号	昭和 45 年 10 月 9 日告示第 1233 号
	昭和 52 年 3 月 8 日告示第 395 号	昭和 52 年 12 月 2 日告示第 2356 号
	昭和 56 年 5 月 29 日告示第 1464 号	昭和 58 年 10 月 11 日告示第 27 号
	昭和 62 年 10 月 27 日告示第 2705 号	平成 2 年 3 月 27 日告示第 832 号
	平成 10 年 3 月 24 日告示第 569 号	平成 13 年 4 月 20 日告示第 109 号
	平成 17 年 10 月 4 日告示第 75 号	平成 17 年 10 月 21 日告示第 80 号
	平成 20 年 4 月 30 日告示第 34 号	平成 22 年 9 月 14 日告示第 1243 号
	平成 25 年 4 月 26 日告示第 623 号	平成 26 年 4 月 8 日告示第 599 号
	平成 27 年 12 月 15 日告示第 1501 号	平成 29 年 3 月 7 日告示第 214 号
	令和 2 年 7 月 1 日告示第 766 号	

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 6 号の規定により、新潟県知事が指定する指定地方公共機関は次のとおりとする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 5 条第 1 項の規定による新潟県内の各土地改良区、水害予防組合法（明治 41 年法律第 50 号）第 1 条の規定による新潟県内の各水害予防組合

北陸瓦斯株式会社  
越後天然ガス株式会社  
新発田ガス株式会社  
蒲原瓦斯株式会社  
佐渡瓦斯株式会社  
新潟運輸株式会社  
東部運送株式会社  
中越運送株式会社  
東武運輸プリヴェ株式会社  
上越運送株式会社  
頸城運送倉庫株式会社  
佐渡汽船運輸株式会社  
新潟交通株式会社  
越後交通株式会社  
頸城自動車株式会社  
蒲原鉄道株式会社  
佐渡汽船株式会社  
粟島汽船株式会社  
株式会社新潟放送  
株式会社新潟総合テレビ  
株式会社新潟日報社  
社団法人新潟県医師会  
一般社団法人新潟県商工会議所連合会  
新潟県商工会連合会  
新潟県土地改良事業団体連合会  
株式会社テレビ新潟放送網

株式会社新潟テレビ21  
株式会社エフエムラジオ新潟  
北越急行株式会社  
株式会社柏崎コミュニティ放送  
一般社団法人新潟県LPガス協会  
公益社団法人新潟県トラック協会  
株式会社エフエム新津  
株式会社けんと放送  
株式会社エフエムしばた  
株式会社エフエム雪国  
長岡移動電話システム株式会社  
燕三条エフエム放送株式会社  
エフエム角田山コミュニティ放送株式会社  
エフエム上越株式会社  
公益社団法人新潟県看護協会  
上越ケーブルビジョン株式会社  
株式会社エヌ・シー・ティ  
株式会社佐渡テレビジョン  
一般社団法人新潟県歯科医師会  
公益社団法人新潟県薬剤師会  
えちごトキめき鉄道株式会社  
公益社団法人新潟県助産師会

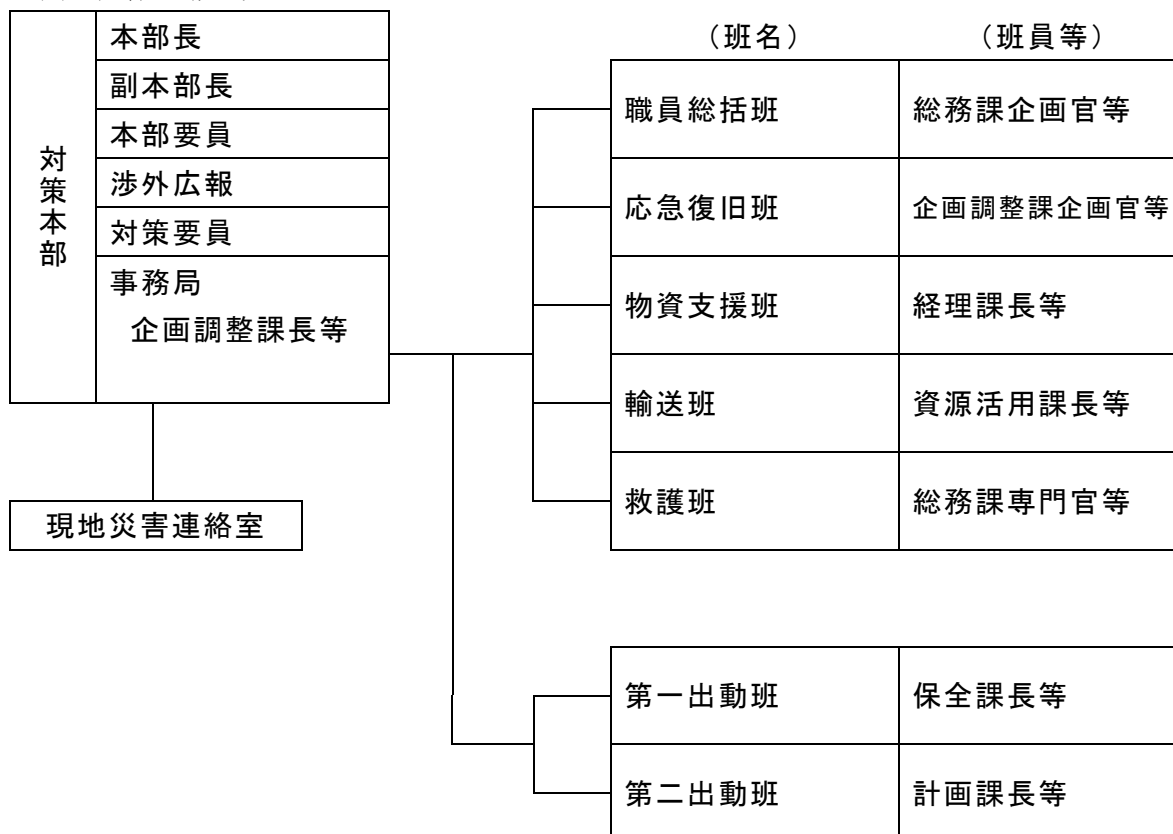
## 2-(2) 主な防災関係機関の災害対策本部の組織等

### 関東森林管理局

#### (1) 設置基準

関東森林管理局防災業務計画に基づき、管内に災害が発生又は予測され、防災業務の遂行上必要があるときに設置する。

#### (2) 組織の概要



## 新潟県下の森林管理署

### (1) 設置基準

関東森林管理局防災業務計画に基づき、管内に災害が発生又は予測され、防災業務の遂行上必要があるときに設置する。

なお、下越森林管理署は、災害情報等の窓口となり森林管理局、県下森林管理署との連絡調整を行う。

### (2) 組織の概要

対策本部	本部長	署長	
	副本部長	次長	
	本部要員	総括事務管理官等	
		班名	班員等
		連絡・物資運搬班	森林技術指導官等
		第一出動班	総括森林整備官等
		第二出動班	総括治山技術官等
		第三出動班	地域林政調整官等

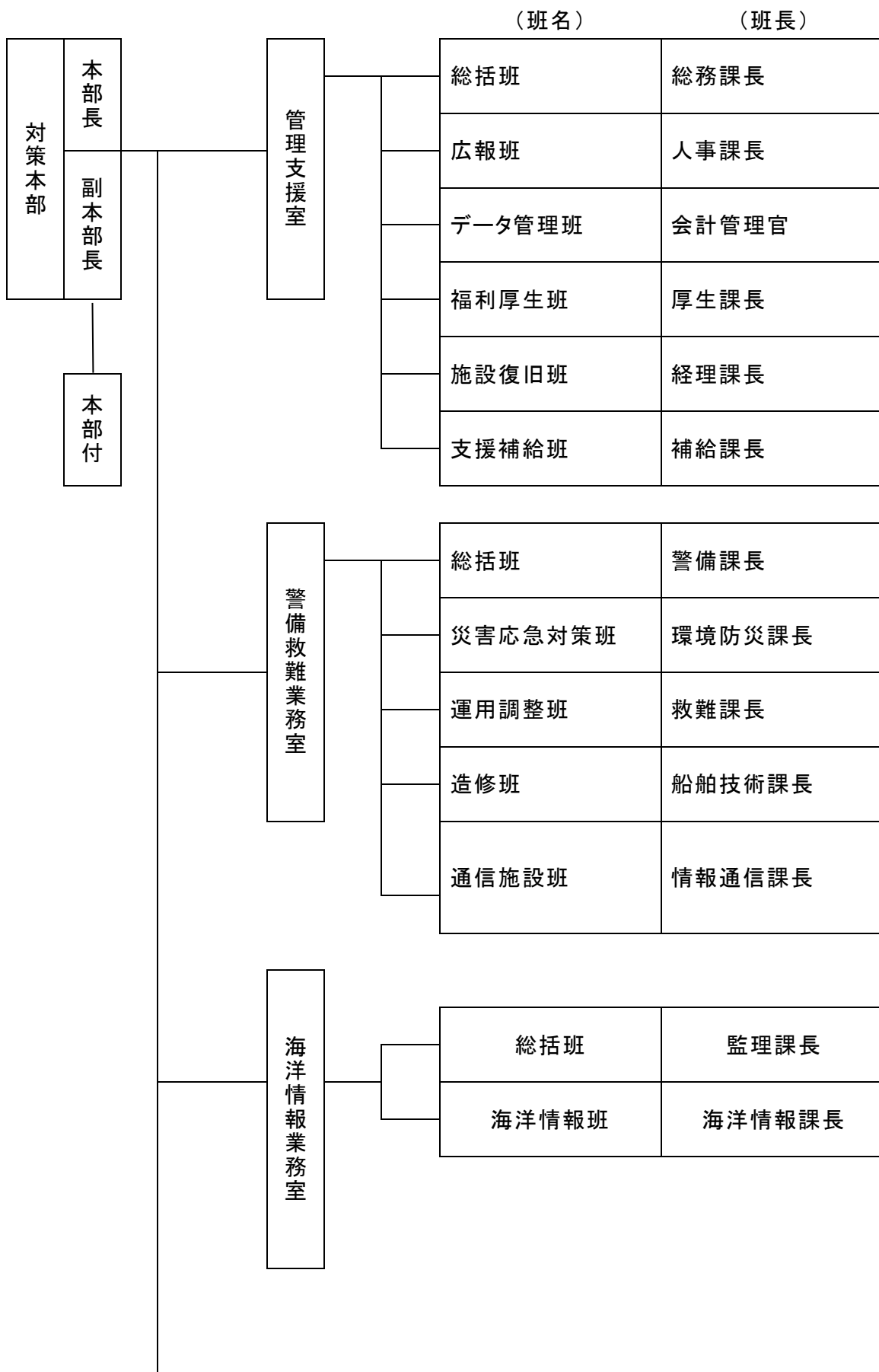
## 第九管区海上保安本部

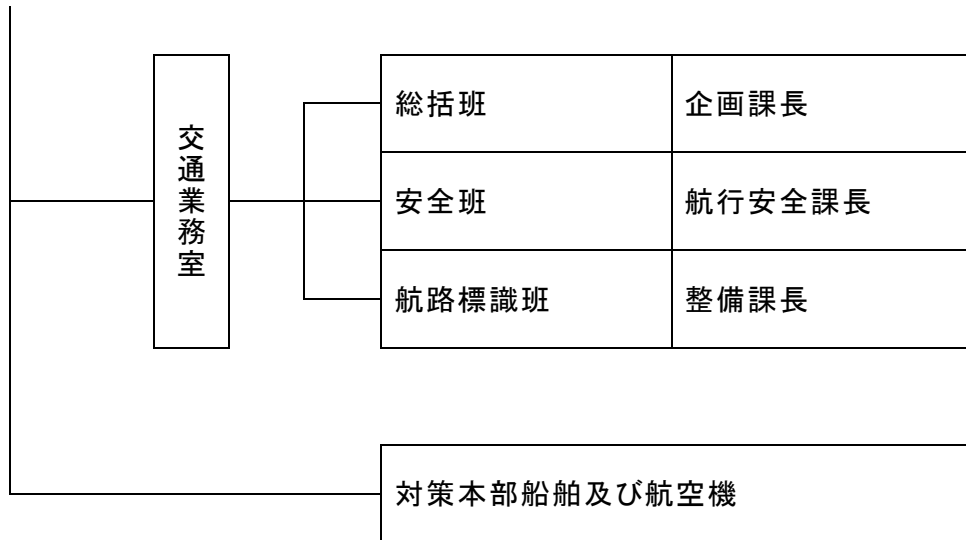
### (1) 震災対応に係る設置基準

管内において次の各号に定める場合

- ① 大規模地震対策法特別措置法第2条13号に定める警戒宣言が発せられたとき。
- ② 地震災害の発生により災害対策基本法第105条第1項に定める災害緊急事態の布告が発せられたとき。
- ③ 地震災害の発生により災害対策基本法第24条第1項に定める非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に定める緊急災害対策本部が設置されたとき。
- ④ 震度6弱以上の大規模な地震が発生したとき。
- ⑤ 大津波警報が発令されたとき。
- ⑥ 地震災害の発生が予想される場合又は発生した場合であって必要があると認めるとき。

(2) 震災対応に係る組織の概要

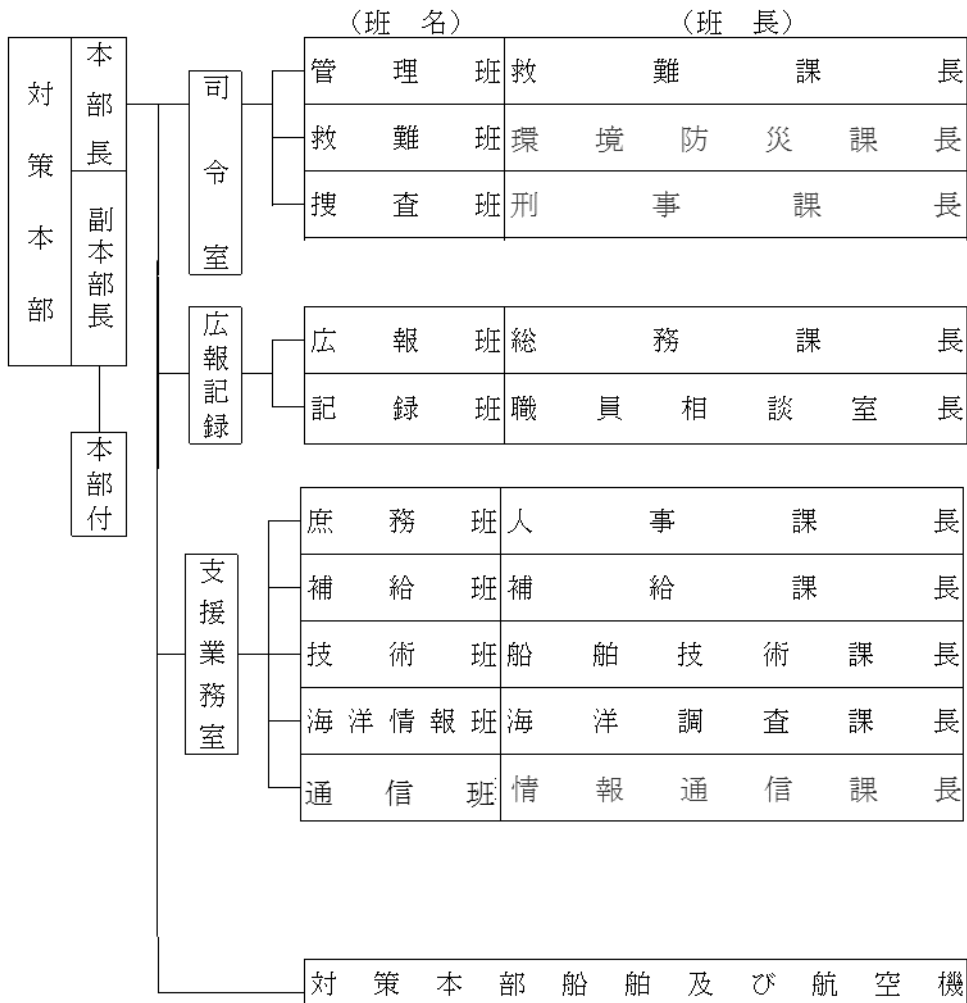




(3) 風水害等対応に係る設置基準

大規模海難等の発生が予想される場合又は発生した場合であって、必要と認められるとき。

(4) 風水害対応に係る組織の概要



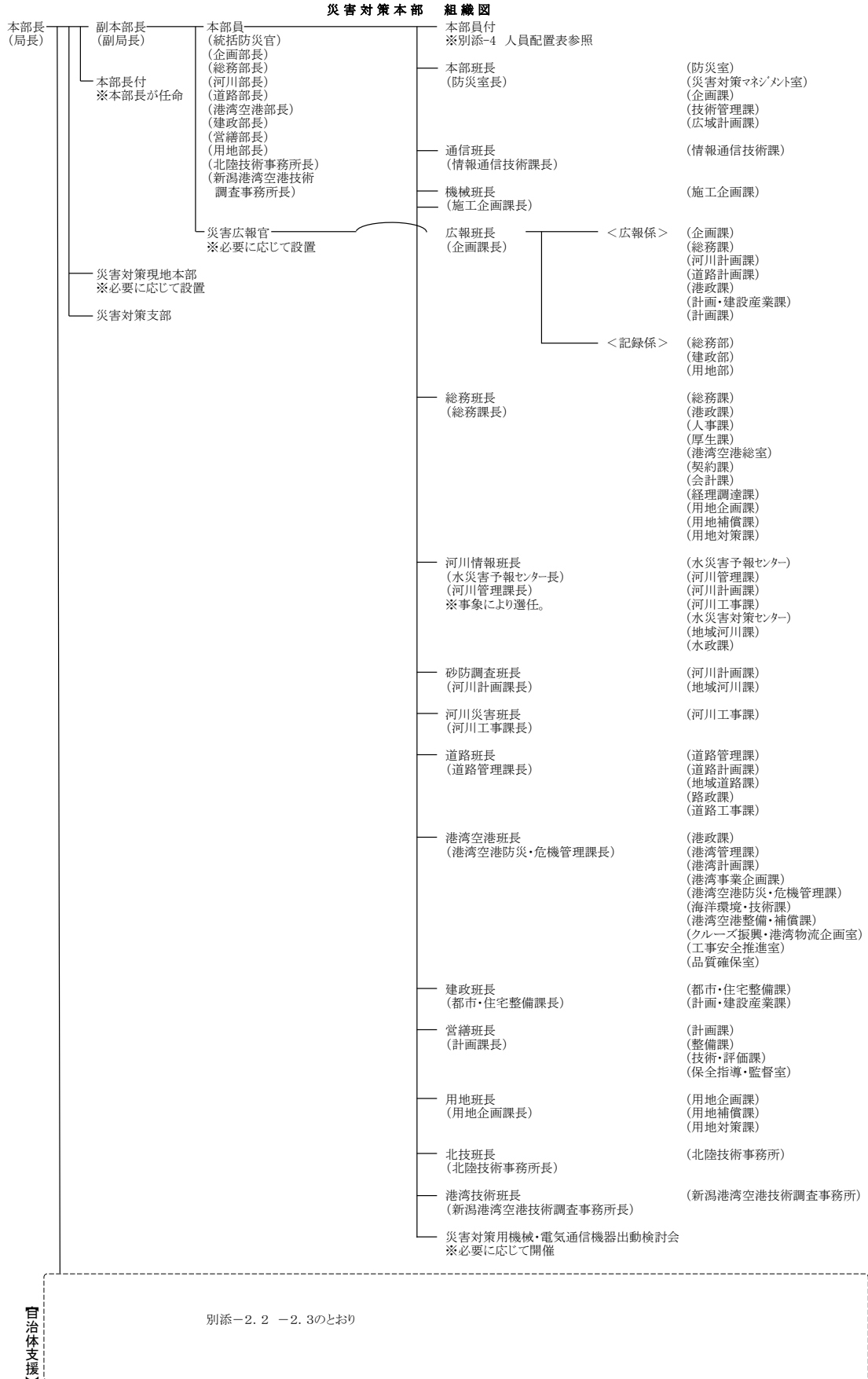
## 北陸地方整備局

(1) 設置基準（災害種別ごとの災害対策本部設置基準に基づき設置する。）

北陸地方整備局管内において、災害応急対策及び災害復旧のための活動（地方公共団体等への支援を含む。）を迅速かつ一体的に推進するため、必要に応じて北陸地方整備局災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。災害対策本部の設置は、「北陸地方整備局災害対策本部運営要領」に基づくものとする。

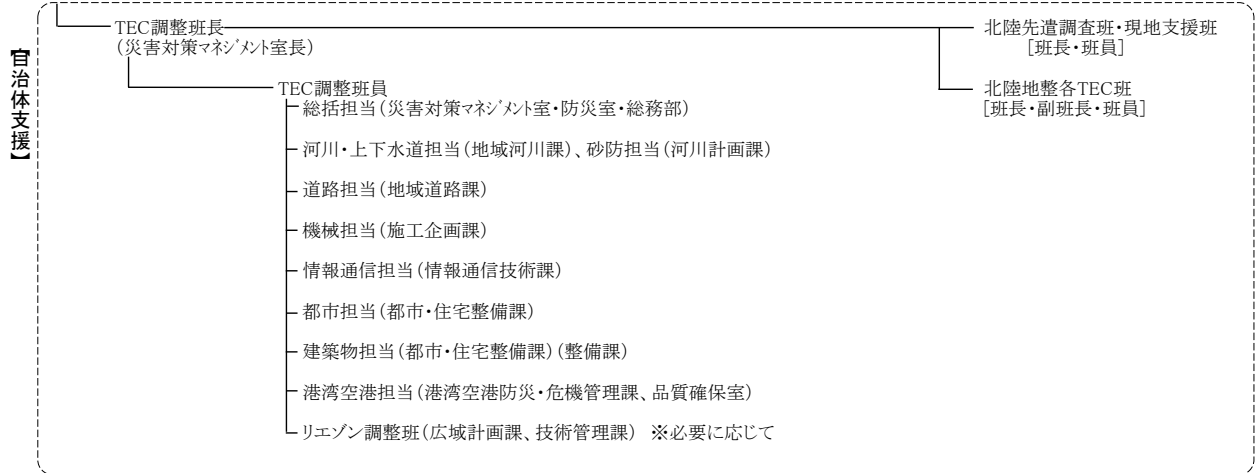
(2) 組織の概要

別添-2.1

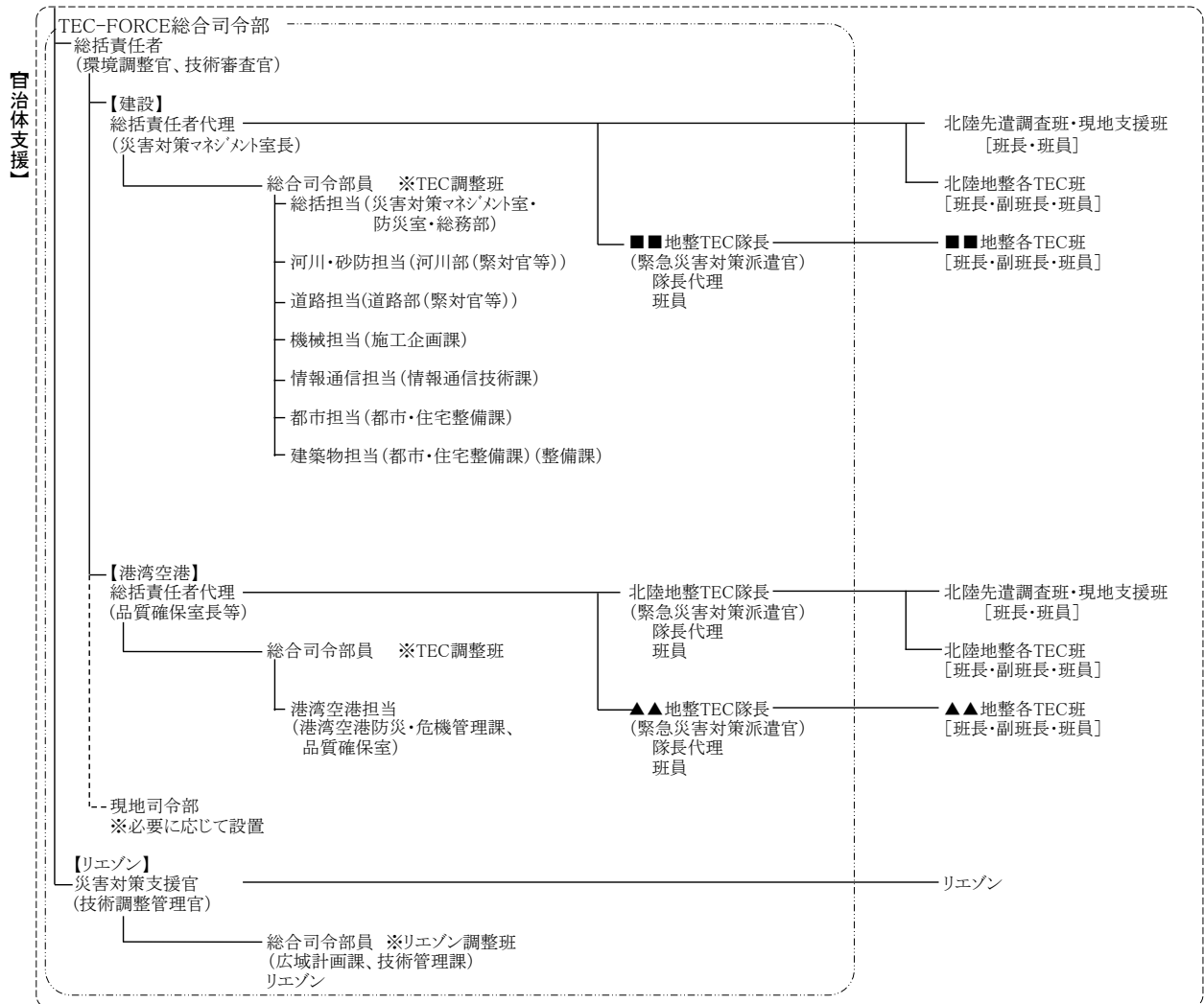


別添-2.2 -2.3  
自治体支援における組織図

①総合指令部を設置しない場合



②総合指令部を設置する場合(大規模災害時(管内複数個所でのTEC活動・TEC隊長派遣・受援時等))



## 2-(2) 主な防災関係機関の災害対策本部の組織等

### 新潟地方気象台

#### (1) 防災体制の設置基準

新潟地方気象台における災害発生時等の防災体制は、「注意体制」、「警戒体制」、「非常体制」の3つがあり、その防災対応体制は下表のとおりである。

防災体制の発令・解除の基準表

	注意体制	警戒体制	非常体制
体制の概要	災害に直接関係する各グループで個別に対応することを基本とした体制	官署全体で情報共有し、各グループ横断的に対応することを基本とした体制	社会的影響が大きい重大な被害が発生している場合等において、災害対策本部を設置し、官署をあげて対応する必要がある場合の体制
発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;自動発令を基本とするもの&gt;</li> <li>・新潟県内で震度4の地震が発生したとき</li> <li>・北陸管内（新潟県を除く）で震度5弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・北陸管内（新潟県を除く）に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき</li> <li>・台風等に伴う新潟県内へ気象、洪水、波浪、高潮警報が発表されたとき</li> <li>・吾妻山、警梯山、草津白根山、浅間山に対して噴火警報（火口周辺）又は噴火警報（居住地域）が発表されたとき</li> <li>・北陸管内（新潟県を除く）火山及び焼岳、乗鞍岳に対して噴火警報（火口周辺）又は噴火警報（居住地域）が発表されたとき</li> <li>・新潟焼山、妙高山、燧ヶ岳、沼沢に対して噴火警報（火口周辺）のうち「レベル2又は火口周辺危険」が発表されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;自動発令を基本とするもの&gt;</li> <li>・国民保護に関する警報（新潟県を含む地域のミサイル通過）</li> <li>・新潟県内で震度5弱、震度5強の地震が発生したとき</li> <li>・北陸管内に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき</li> <li>・南海トラフ地震に関連する情報（南海トラフ地震臨時情報）が発表されたとき</li> <li>・新潟焼山、妙高山、燧ヶ岳、沼沢に対して噴火警報（火口周辺）のうち「レベル3又は入山危険」が発表されたとき</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>・指定河川洪水予報の「氾濫警戒情報」又は「氾濫危険情報」が発表されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;自動発令を基本とするもの&gt;</li> <li>・国民保護に関する警報（新潟県を含む地域にミサイル等落下）</li> <li>・北陸管内（新潟県含む）に気象、高潮、波浪の特別警報が発表されたとき（特別警報を発表する可能性に言及した気象情報の発表含む）</li> <li>・新潟県内で震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・県内に津波警報、大津波警報が発表されたとき</li> <li>・新潟焼山、妙高山、燧ヶ岳、沼沢に対して噴火警報（居住地域）が発表されたとき</li> <li>・指定河川洪水予報の「氾濫発生情報」が発表されたとき</li> <li>・原子力災害特別措置法第10条の通報、第15条の宣言があったとき</li> </ul>
解除基準	警報等が解除され、かつ関係機関の体制状況等による社会的要請が無くなったと認められる場合	警報等が解除され、かつ関係機関の体制状況等による社会的要請が無くなったと認められる場合	関係機関の体制状況等による社会的要請に応じて、非常体制から警戒体制又は注意体制に移行
会議の設置	—	必要に応じて災害対策連絡会議を設置	災害対策本部を設置

#### (2) 新潟地方気象台災害対策本部等組織の概要

災害対策本部等の設置	
本部長	台長
副本部長	次長
本部員	広域防災管理官 気象防災情報調整官 地震津波火山防災情報調整官 業務・危機管理官 防災管理官 観測予報管理官
事務局	事務局長（広域防災管理官）
	業務・危機管理班
	防災班
	観測予報班

## 2-(2) 主な防災関係機関の災害対策本部の組織等

### 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社

#### (1) 輸送対策本部

##### ア 設置基準

災害対策本部の設置に至らない場合に設置する。

##### イ 組織の概要

本部長はモビリティ・サービスユニットリーダーとし、副本部長は地域共創部長、企画総務部長、設備ユニットリーダーがあたるものとする。

本部長は支社内から本部員を指名し、班を編成する。

#### (2) 災害対策本部

##### ア 設置基準

輸送に大きな影響を及ぼす事故等が発生したとき又は発生の恐れがある場合に設置する。

(ア) 事故等により、お客さま又は社員等の人命に係わる事象が発生した場合

(イ) 事故等により、鉄道施設（車両、施設、設備）が損壊・流出するなど重大な被害が発生又は予想される場合

(ウ) 事故等により、県、自衛隊、部外からの支援を受ける場合

##### イ 組織の概要

本部長は支社長とし、副本部長は地域共創部長、企画総務部長、モビリティ・サービスユニットリーダー、設備ユニットリーダーがあたるものとする。

本部長は支社内から本部員を指名し、班を編成する。班編成及び分掌事項は下記による。

班名	班長	班員	分掌事項
旅客班	モビリティ・サービスユニットリーダー	モビリティ・サービスユニットマネージャー（業務変革） モビリティ・サービスユニットマネージャー（企画）	1 お客さまサービスに関すること。 2 お客さま及び荷物の迂回輸送並びに輸送制限に関すること。 3 滞留しているお客さまに対する給食手配に関すること。 4 お客さまの宿泊手配に関すること。 5 必要に応じ現地における設営・給食担当要員の派遣に関すること。 6 代行輸送に関すること。 7 その他お客さま及び輸送全般に関すること。
輸送班	モビリティ・サービスユニットリーダー	モビリティ・サービスユニットマネージャー（輸送） モビリティ・サービスユニットマネージャー（車両） モビリティ・サービスユニットマネージャー（企画）	1 列車の運転に関すること。 2 輸送指令業務の総合調整に関すること。 3 車両の運用に関すること。 4 その他お客さま及び輸送全般に関すること。
設備班	設備ユニットリーダー	設備ユニットマネージャー（企画） 保線設備技術センター所長 土木設備技術センター所長 建築設備技術センター所長 機械設備技術センター所長 電力設備技術センター所長 信号通信設備技術センター所長	1 設備関係事故・災害等の復旧処理に関すること。 2 自衛隊、消防団、他支社助勤者等協力団体に対する出動要請計画の策定に関すること。 3 部外からの応急復旧機械器具類の借り入れに関すること。 4 輸送要請に関すること。 5 線路警備に関すること。 6 気象状況等の把握に関すること。 7 その他設備全般に関すること。

<p style="text-align: center;">総務班</p>	<p style="text-align: center;">企画総務部長 (調査役) *調査役班の所属とする</p>	<p>【総務】 総務・広報・勤労ユニットリーダー、 経営戦略ユニットマネージャー(経理)、 人事ユニットリーダー</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班の事務の総合調整に関する事。</li> <li>2 記録及び資料の作成に関する事。</li> <li>3 部外応援者に対する報労・褒賞に関する事。</li> <li>4 金銭・物品会計に関する事。</li> <li>5 復旧作業従事員の手配に関する事。 (派遣・給食・宿泊等)</li> <li>6 緊急所要物品の需給に関する事。</li> <li>7 資材全般に関する事。</li> <li>8 警察との連絡及び調整に関する事。</li> <li>9 その他他班の所掌に属さない事項に関する事。</li> </ol>
		<p>【救護】 総務・広報・勤労ユニットマネージャー</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護の実施及び医療救護班の出動に必要な情報の収集に関する事。</li> <li>2 医療救護班に対する連絡及び指示に関する事。</li> <li>3 救護の実施状況の把握に関する事。</li> <li>4 救護材料、薬品等の補給手配に関する事。</li> <li>5 部外医療機関に対する出動要請に関する事。</li> <li>6 その他救護全般に関する事。</li> </ol>
		<p>【渉外】 経営戦略ユニットリーダー</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県及び自衛隊等部外関係機関(以下「部外関係機関」という)への各種要請に関する事。</li> <li>2 部外関係機関との情報交換、その他連絡協調に関する事。</li> <li>3 部外関係機関からの各種要望に対する諸手配に関する事。</li> <li>4 必要に応じ部外関係機関への駐在員派遣に関する事。</li> <li>5 その他渉外全般に関する事。</li> </ol>
		<p>【情報連絡】 広報担当</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>2 報道機関に対する資料提供に関する事。</li> <li>3 その他情報連絡全般に関する事。</li> </ol>
		<p>【事業・販売】 地域連携ユニットリーダー、 マーケット創造ユニットリーダー</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 臨時列車等に関する手配に関する事。</li> <li>2 事業等に関する手配に関する事。</li> <li>3 その他事業等全般に関する事。</li> </ol>

## 2-(2) 主な防災関係機関の災害対策本部の組織等

### 日本赤十字社新潟県支部

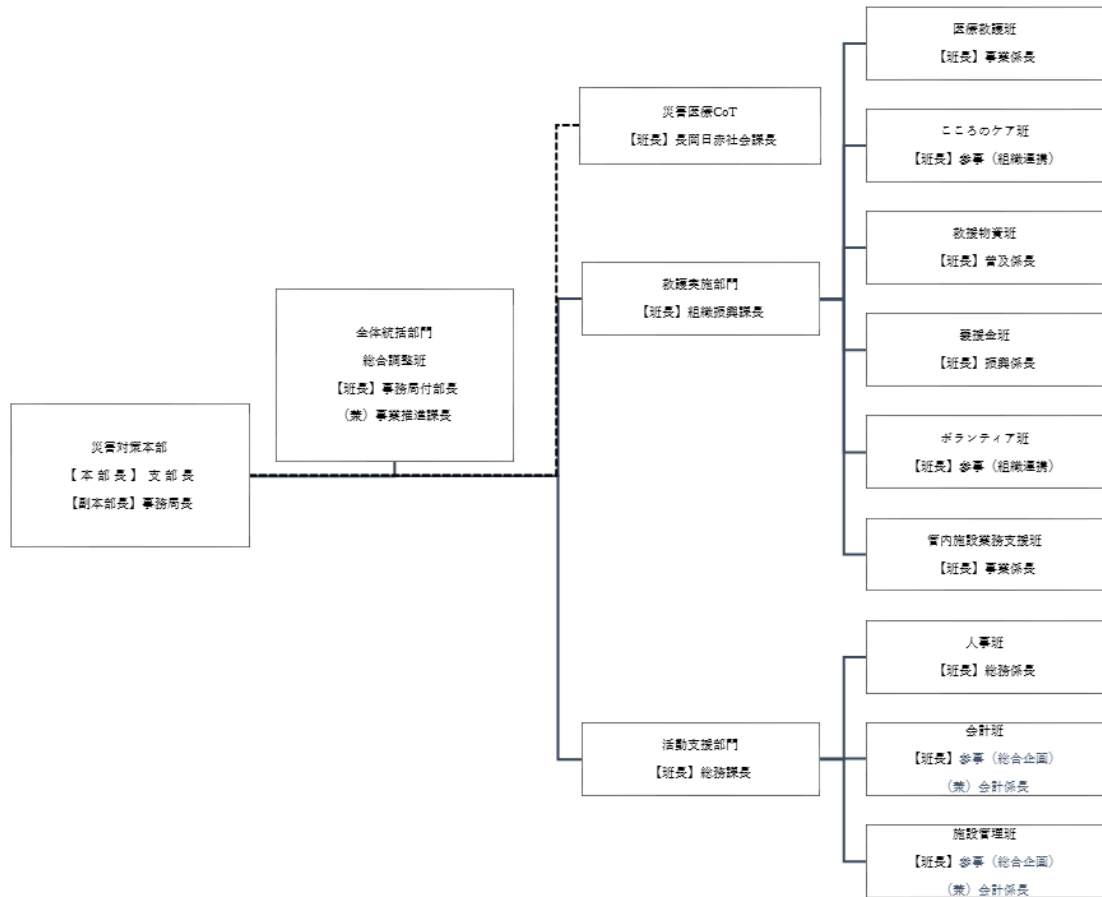
#### (1) 設置基準〔県内〕

救護体制	被害状況		参集対象者	主な業務内容
	人災・自然災害 (台風・水害等)	地震		
第1次救護体制	警報の発表に伴い、災害発生が予想される場合	震度6弱以上の地震発生	事業推進課職員(必要数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集</li> <li>・災害医療コーディネートチーム(以下「災害医療CoT」)及び救護班の参集体制確認</li> </ul>
第2次救護体制	災害が発生または、特別警報が発表され、被害が拡大する場合	震度6強以上の地震が発生し、被害が広域に発生した場合	支部全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(必要に応じて)支部災対本部設置</li> <li>・災害医療CoT及び救護班の派遣準備並びに待機指示又は、派遣指示</li> <li>・救援物資の配分準備又は、配分</li> <li>・その他必要な措置</li> </ul>
第3次救護体制	災害に対して職員等を多数動員し、救護業務を行う必要がある場合		支部全職員 *他支部の応援を要請する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部災対本部設置</li> <li>・第2B救護本部に支援要請</li> <li>・その他必要な措置</li> </ul>

\*大雨等の気象警報の発表に伴い、必要に応じて情報収集体制をとる

\*第1次救護体制をもって「災害警戒本部」を設置する

#### (2) 組織の概要



## 2-(2) 主な防災関係機関の災害対策本部の組織等

### 東日本電信電話株式会社新潟支店

#### (1) 設置基準

態勢の区分	非常事態の情勢
警戒態勢 (情報連絡室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生が予想される場合</li> </ul>
第1非常態勢 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</li> </ul>
第2非常態勢 (災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害（各会社が単独で対応できず支援が必要な規模の災害）が発生した場合</li> <li>・警戒宣言が発せられた場合</li> </ul>
第3非常態勢 (災害対策本部又は 情報連絡室等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模な災害（各会社が単独で対応できる規模の災害）が発生した場合</li> <li>・社会活動等に重大な支障を及ぼす故障が発生した場合</li> <li>・災害により被害が発生又は、予想される場合</li> <li>・東海地震注意報が発せられた場合</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</li> </ul>

(2) 組織の概要

新潟災害対策本部			
		(班名)	(班員等)
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>本部長 新潟支店長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>副本部長 新潟支店設備部長</p> </div> </div>		情報統括班	新潟災害対策室長
		設備復旧班	新潟サービスセンタ長 NTT-ME 新潟ネットワークサービスセンタ長 NTT ファシリテース 新潟支店長
		資材班	新潟施工管理担当部長
		法人ユーザ班	第一ビジネスインバースション部長 第二ビジネスインバースション部長
		マスユーザ班	新潟センタ長 新潟開通コントロール担当部長
		総務厚生・広報班	企画総務部長

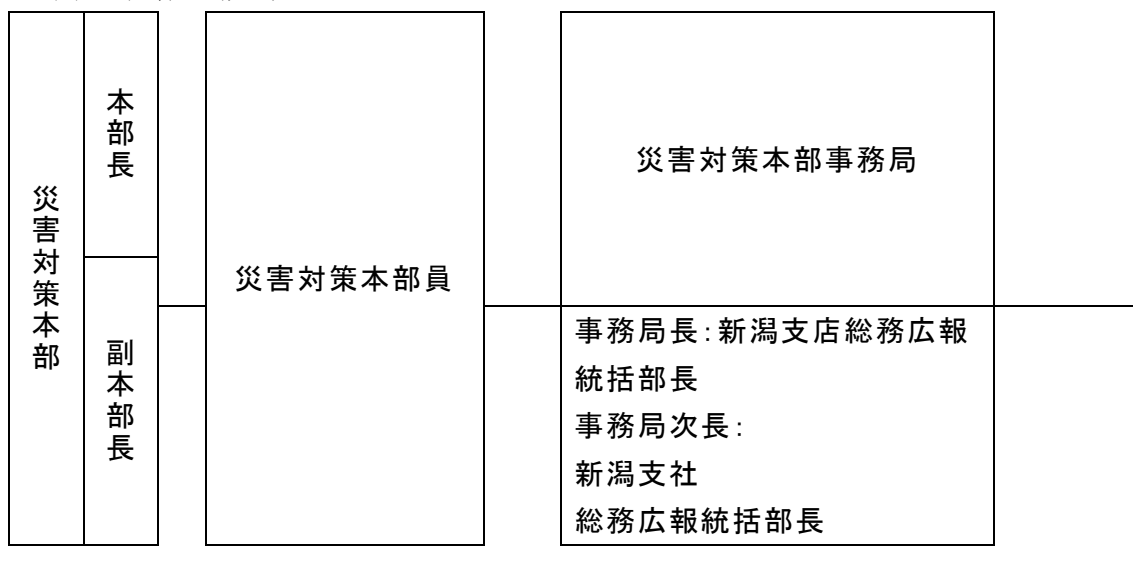
## 2-(2) 主な防災関係機関の災害対策本部の組織等

### 東北電力株式会社新潟支店・東北電力ネットワーク株式会社新潟支社

#### (1) 設置基準

防災体制の区分	非常事態の情勢
警戒体制	管内事業所で非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制 (非常災害対策本部)	管内複数事業所で大規模な災害が発生した場合、または広域停電など社会的影響が大きい災害により支店・支社の全体復旧応援体制で対応する場合
第2非常体制 (非常災害対策本部)	被害が拡大して長期化が懸念され、他支店・支社の応援による復旧体制で対応する場合

(2) 組織の概要



各班事務責任者：本部～自班間の連絡、自班設備被害集約

(班名)	(班員等)
総務班	新潟支社総務広報統括部長
広報班	支店・支社総務広報の統括部長，統括リーダー，部長，副調査役
営業班	新潟支店リビング営業統括部長
変電班	新潟支社 変電部長
送電班	新潟支社 送電部長
配電班	新潟支社 配電部長
NWサービス班	新潟支社 お客さまサービス部長
用地班	新潟支社 用地センターグループリーダー
情報通信班	新潟支社 通信センター課長